

教育長の臨時代理による事務処理について

平成29年3月10日教育委員会第9回定例会での協議により、指示のあった教育長の臨時代理による事務処理について、下記のとおり行ったので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定により、報告する。

記

1 いずみ教室事業の廃止について

平成29年3月21日に、教育長の臨時代理により、平成29年3月31日に廃止することを決定した。

2 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の一部解除について

平成29年3月24日、中野区長から「いずみ教室に関する事務」及び「旧中野区立東中野小学校の施設の使用許可に関する事務の一部」の補助執行の一部解除について、協議の申入れ(別紙1(p2))があった。

平成29年3月28日、区長の申入れに対し、同意することとし、教育長の臨時代理により決定した。

3 中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

上記2の一部解除に伴い、平成29年3月28日、教育長の臨時代理により次のとおり当該規則の一部改正を行った。

(1) 改正内容

ア 補助執行事務のうち、「いずみ教室に関する事務」及び「旧中野区立東中野小学校の施設の使用許可に関する事務の一部」を削除する。

イ 補助執行事務のうち、社会教育に関する事務について、文言整理をする。

(2) 新旧対象表

別紙2のとおり。(p3・p4)

(3) 改正文

別紙3のとおり。(p5)

(4) 施行日

平成29年4月1日

ただし、第2条の改正規定は、平成29年3月28日(公布の日)

28中経経第3676号
平成29年3月24日

中野区教育委員会
教育長 田辺 裕子 様

中野区長 田中 大輔



中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解除について

中野区教育委員会から中野区長の補助機関である職員に補助執行を受けている下記の事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、当該事務の補助執行の解除を協議します。

記

1、補助執行を解除する事務

- (1) 旧中野区立東中野小学校の施設の使用許可に関する事務の一部
- (2) 「いずみ教室」に関する事務

2、解除理由

- (1) 当該施設は平成27年11月1日付で教育財産としての用途が廃止され、使用許可に関する事務も同年10月31日付をもって廃止されたため。
- (2) 平成29年3月31日付で「いずみ教室」の事業を廃止とするため。

中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(補助執行事務)</p> <p>第1条 中野区教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、中野区長の補助機関たる職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 転入・転居に伴う学齢児童・生徒の転入学通知に関する事務</p> <p>(2) 区立幼稚園に関する事務の一部（経理に関する事務、施設の維持保全に関する事務、幼児の就園等に関する事務、就園の奨励に関する事務及び保健衛生に関する事務）</p> <p>(3) 文化財の保護に関する事務</p> <p>(4) 社会教育に関する事務（<u>図書館に関する事務を除く。</u>）</p> <p>(5) 教育財産の管理に関する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年中野区条例第40号）第1号の規定に基づき、区長が管理し、及び執行する区立学校施設の開放事業の実施に伴う当該施設の使用許可に関すること。</p> <p>イ 区立学校施設の目的外使用許可に関する</p> | <p>(補助執行事務)</p> <p>第1条 中野区教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、中野区長の補助機関たる職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 転入・転居に伴う学齢児童・生徒の転入学通知に関する事務</p> <p>(2) 区立幼稚園に関する事務の一部（経理に関する事務、施設の維持保全に関する事務、幼児の就園等に関する事務、就園の奨励に関する事務及び保健衛生に関する事務）</p> <p>(3) 文化財の保護に関する事務</p> <p>(4) 社会教育に関する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア <u>社会教育に係る生涯学習の支援に関すること。</u></p> <p>イ <u>社会教育訪問学級及びいずみ教室に関すること。</u></p> <p>ウ <u>社会教育相談及び社会教育活動支援（PTAに係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>エ <u>東京都教育委員会と中野区教育委員会との間の協定に基づく都立中野特別支援学校の開放に関すること。</u></p> <p>オ <u>社会教育関係団体に関すること。</u></p> <p>(5) 教育財産の管理に関する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>ア <u>旧中野区立東中野小学校の施設の使用許可に関する事務の一部</u></p> <p>イ 中野区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成22年中野区条例第40号）第1号の規定に基づき、区長が管理し、及び執行する区立学校施設の開放事業の実施に伴う当該施設の使用許可に関すること。</p> <p>ウ 区立学校施設の目的外使用許可に関する</p> |

こと。

ウ 弥生復元住居に関すること。

(事案の決定)

第2条 前条の補助執行事務に係る事案の決定は、中野区教育委員会事案決定規程（平成10年中野区教育委員会訓令第2号）によるものとし、その決定区分は、区長の事務部局の部長にあつては教育委員会事務局次長、区長の事務部局の統括管理者、執行責任者及び担当者にあつては教育委員会事務局の統括管理者、執行責任者及び担当者の区分とする。

(公印の押印等に係る手続)

第3条 第1条の補助執行事務において、中野区教育委員会公印規則（昭和54年中野区教育委員会規則第9号。以下「公印規則」という。）第2条に定める公印の押印、事前押印又は印影印刷をするときは、公印規則に定める手続によるものとする。この場合において、公印規則第1条の2第3号中「事務局」とあるのは「中野区組織条例（昭和40年中野区条例第1号）に規定する室及び部」と、同条第4号中「次長が指定する中野区教育委員会事務局処務規則（平成16年中野区教育委員会規則第4号）第4条第1項に規定する統括管理者及び指導室長」とあるのは「中野区組織規則（昭和53年中野区規則第20号）第9条第2項の統括管理者」と読み替えるものとする。

附 則 （略）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第1条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

こと。

エ 弥生復元住居に関すること。

(事案の決定)

第2条 前条の補助執行事務に係る事案の決定は、中野区教育委員会事案決定規程（平成10年中野区教育委員会訓令第2号）によるものとし、その決定区分は、区長の事務部局の部長にあつては教育委員会事務局次長、区長の事務部局の統括管理者、執行責任者及び担当者にあつては教育委員会事務局の統括管理者、執行責任者及び担当者の区分とする。

(公印の押印等に係る手続)

第3条 第1条の補助執行事務において、中野区教育委員会公印規則（昭和54年中野区教育委員会規則第9号。以下「公印規則」という。）第2条に定める公印の押印、事前押印又は印影印刷をするときは、公印規則に定める手続によるものとする。この場合において、公印規則第1条の2第3号中「事務局」とあるのは「中野区組織条例（昭和40年中野区条例第1号）に規定する室及び部」と、同条第4号中「次長が指定する中野区教育委員会事務局処務規則（平成16年中野区教育委員会規則第4号）第4条第1項に規定する統括管理者及び指導室長」とあるのは「中野区組織規則（昭和53年中野区規則第20号）第9条第2項の統括管理者」と読み替えるものとする。

附 則 （略）

中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

中野区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成4年中野区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第4号を次のように改める。

(4) 社会教育に関する事務（図書館に関する事務を除く。）

第1条第5号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。